

議案第183号

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例

川崎市港湾振興会館条例（平成3年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「までごとに」を「につき」に改め、同表に備考として次のように加える。

- 備考 1 利用の面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算するものとする。
- 2 港湾事務室利用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

港湾振興会館の事務室の利用料金の額を算出する基礎となる面積の端数処理の方法を変更すること等のため、この条例を制定するものである。